

きのこ経営者の皆様へ

これまで「きのこ」を対象とした国のセーフティネットはありませんでした。

平成31年1月から、「きのこ」を含め、全ての農産物を対象に、万一の収入減少を補てんする収入保険が始まりました！

収入保険の仕組み

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 自然災害はもちろん、価格の低下などを含め、きのこ（原木・菌床など形態は問いません）等の販売収入の減少を広く補償します。

例えばこんな時・・・



- 病気やケガできのこの収穫ができない場合や、きのこの運搬中に事故が生じた場合等も補償します。
- 保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に補てんします。
- 保険料率は1.08%（50%の国庫補助後）です。
また、自動車保険のように、保険金を受け取らなければ毎年保険料率が下がっていきます。

収入保険の補償内容など詳しいことは、裏面の「収入保険・農業共済に関する相談窓口」までお問い合わせください。

保険料等の目安（保険80%+積立10%方式、支払率90%）※新規の加入申請時に青色申告の実績が4年分ある方

- 基準収入が100万円の場合・・・ **36,554円** (掛捨て部分) **14,054円**
- 基準収入が200万円の場合・・・ **68,609円** (掛捨て部分) **23,609円**
- 基準収入が500万円の場合・・・ **164,772円** (掛捨て部分) **52,272円**

※支払率等を下げれば、さらに低い保険料等で加入することもできますので、下記までご相談ください。

収入保険・農業共済に関する相談窓口

- 収入保険・農業共済の補償内容など詳しいことは、お近くの岡山県農業共済組合の支所にお問い合わせください。

岡山県農業共済組合 事務所一覧

△	本支所	郵便番号	住 所	電話番号	F A X 番号	管轄区域
本所	収入保険グループ	〒703-8265	岡山市中区倉田436番地2	086-(277)5548	086-(276)1590	
支 所	普及推進課 (旧岡山地区)	〒703-8265	岡山市中区倉田436番地2	086-(277)5511	086-(276)5556	岡山市・玉野市・瀬戸内市・吉備中央町(旧加茂川町)
	東備支所	〒709-0451	和気郡和気町和気438番地10	0869-(92)0404	0869-(92)0506	備前市・赤磐市・和気町
	倉敷支所	〒710-0052	倉敷市美和1丁目13番33号	086-(430)1717	086-(430)1720	倉敷市・総社市・早島町
	井笠支所	〒714-1201	小田郡矢掛町矢掛2979番地1	0866-(83)2600	0866-(83)2650	笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町
	高梁支所	〒716-0045	高梁市中原町1420番地2	0866-(21)0350	0866-(22)3456	高梁市・吉備中央町(旧賀陽町)
	新見支所	〒718-0017	新見市西方423番地6	0867-(72)4455	0867-(72)4465	新見市
	真庭支所	〒717-0023	真庭市江川794番地1	0867-(44)5520	0867-(44)5528	真庭市・新庄村
	津山支所	〒708-1205	津山市新野東567番地	0868-(36)7730	0868-(36)6170	津山市(旧勝北町を除く)・鏡野町・久米南町・美咲町
	勝英支所	〒709-4316	勝田郡勝央町勝間田201番地	0868-(38)1240	0868-(38)1244	津山市(旧勝北町)・美作市・勝央町・奈義町・西粟倉村